

令和6年7月16日

第80回足立区都市計画審議会議事録

足立区役所 中央館8階 特別会議室

第 8 0 回足立区都市計画審議会会議録記録署名委員

(令和 6 年 7 月 1 6 日開催)

会 長	
署 名 委 員	

足立区都市計画審議会 会議概要

会 議 名	第 8 0 回足立区都市計画審議会		
事 務 局	都市建設部 都市建設課		
開催年月日	令和 6 年 7 月 1 6 日 (火)		
開催時間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 1 3 分		
開催場所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有・ <u>無</u>		
出席者	会長 廣兼 周一 委員	署名委員 村尾 公一 委員	ただ 太郎 委員
	岡安たかし 委員	吉岡 茂 委員	佐々木まさひこ 委員
	三輪 由美 委員	林 千尋 委員	柴 善弘 委員
	柴田 政子 委員	横村 隆子 委員	青田 明子 委員
	長谷川京子 委員	上野須美代 委員	歌川 光一 委員
	亀田 彩子 委員	山下 恭寛 臨時委員	林田 淳司 臨時委員
欠席者	山村 崇 委員	細岡 晃 委員	
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 工藤 信 専門委員	政策経営部長 勝田 実 専門委員	環境部長 荒井 広幸 専門委員
	都市建設部長 真鍋 兼 専門委員	道路公園整備室長 吉原 治幸 専門委員	建築室長 田中 靖夫 専門委員
	政策経営課長 鈴木 孝昌 幹事	都市建設課長 室橋 延昭 幹事	まちづくり課長 中村 博 幹事
	パークイノベーション推進課長 山坂 延央 幹事	開発指導課長 渡辺 隆史 幹事	
	そ の 他 区 関 係 職 員		
	東部地区建設課長 神山 和洋	東部地区建設課建築第一係係長 伊勢谷 考祐	まちづくり課西部地区係係長 伊藤 俊行

	まちづくり課西部地区係主任 菅原 恵子	まちづくり課西部地区係係員 塩澤 紀世孝	パークイノベーション推進課 計画推進係係長 傳田 若樹
	パークイノベーション推進課 計画推進係主任 平山 さやか	住宅課長 金澤 大輔	住宅課団地建替調整係係長 山下 栄一
	住宅課団地建替調整係係員 尾崎 摩利夫	区営住宅更新担当課長 大塚 進	学校施設管理課管理係係長 岡田 聡
	学校施設管理課 学校改築担当係長 楠瀬 正能		
	事 務 局		
	都市建設課長 室橋 延昭	都市建設課都市計画係係長 國井 重信	都市建設課都市計画係主査 加藤 智子
	都市建設課都市計画係主任 渡邊 さとみ	都市建設課都市計画係係員 山田 翔太	都市建設課都市計画係係員 高木 礼介
資 料	・第80回足立区都市計画審議会（令和6年7月）次第 ・第80回足立区都市計画審議会 委員等名簿 ・第80回足立区都市計画審議会 座席表 ・第80回足立区都市計画審議会（令和6年7月）議案書（計画図書） ・第80回足立区都市計画審議会（令和6年7月）議案説明資料 ・第80回足立区都市計画審議会（令和6年7月）報告説明資料		
そ の 他	傍聴人 ☒ 有 ・ 無 （ 3 人） その他の参加者：有 ☒ 無		

(審議経過)

○室橋都市建設課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、第80回足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市建設課長の室橋と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会は亀田委員がWebからの出席となっております。音声や画面が確認しづらい場合は、挙手ボタン等でお知らせいただきますようお願いいたします。

また、審議会中はシステムの負荷軽減のため、カメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、本審議会の情報公開についてのご連絡でございます。本審議会は公開を原則としております。そのため、会議記録につきましては、区のホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音をさせていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

それでは、事前にお送りいたしました「次第」をご覧ください。次第に記載いたしましたとおり、本日は三部構成でございます。第一部は委員の委嘱、第二部は会長の選出、第三部は議案の審議・報告でございます。

それでは、第一部、委員の委嘱を行わせていただきます。このたび、区議会議員4名、臨時委員2名、計6名の委員が決定いたしました。

これから、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立の後、ご着席ください。

区議会議員委員、ただ太郎様。

○ただ委員 よろしく願いいたします。

○室橋都市建設課長 岡安たかし様。

○岡安委員 岡安です。よろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 吉岡茂様。

○吉岡委員 よろしく願いします。

○室橋都市建設課長 佐々木まさひこ様。

○佐々木委員 よろしく願いいたします。

○室橋都市建設課長 臨時委員、山下恭寛様。

○山下臨時委員 山下です。よろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 林田淳司様。

○林田臨時委員 林田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 本日は、委嘱状の交付を席上配付とさせていただきます。ご理解の程よろしく願いいたします。

ろしく願いいたします。

ここで、副区長から皆様にご挨拶を申し上げます。

失礼いたしました。また、後程ご挨拶を賜りたいと思います。これにて、第一部の委員の委嘱を終了いたします。

続きまして、第二部、会長の選出に移らせていただきます。これは前会長の辞任に伴うものでございます。足立区都市計画審議会の議事運営に当たりまして、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第38条第1項の規定によりまして、会長の選出を行わせていただきます。

会長は学識経験の委員の中から選挙で決めることとなっております。廣兼委員、村尾委員、山村委員の3名がその対象でございます。

まず、立候補者を求めたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

村尾委員。

○村尾委員 長年にわたり、都市計画の分野で広くご活躍をされている廣兼委員に会長をやっていただくよう、立候補していただいたらいかがでしょうか。廣兼委員、いかがでしょうか。

○廣兼委員 ご推薦いただきましてありがとうございます。重責ではございますが、よろしければ会長に立候補させていただきます。

○室橋都市建設課長 それでは、廣兼委員以外に立候補者がございませんので、廣兼委員を足立区都市計画審議会会長に選任することで、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○室橋都市建設課長 異議がないと認めます。廣兼委員が会長に選任されました。皆さんご協力ありがとうございました。

それでは、会長に選任されました廣兼会長からご挨拶を頂けたらと存じます。廣兼会長よろしくお願いいたします。

○廣兼会長 ただいま選任いただきました、廣兼でございます。足立区は面積で言うと23区の中でも3番目に大きいということで、この都市計画審議会の意義が大変重いのと思っています。皆様のご協力を頂きながら円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○室橋都市建設課長 廣兼会長、よろしくお願いいたします。

続きまして、会長職務代理者の指名をさせていただきます。足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第38条第3項によりまして、会長からのご指名となっております。

ます。廣兼会長、ご指名の程よろしく願いいたします。

○廣兼会長 それでは、私から指名をさせていただきます。会長職務代理者は、学識経験者委員の村尾委員をお願いいたします。

○室橋都市建設課長 それでは、恐れ入りますが、村尾会長職務代理者からご挨拶をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○村尾委員 ただいま、ご推挙いただきました、村尾でございます。どうぞよろしく願いします。

○室橋都市建設課長 村尾委員、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第二部を終了させていただきます。ありがとうございました。

工藤副区長が見えましたので、工藤副区長から一言ご挨拶を申し上げます。

○工藤副区長 副区長の工藤でございます。遅れて誠に申し訳ございませんでした。今日、新たに廣兼委員に会長、それから職務代理に村尾委員になっていただきました。

足立区都市計画審議会は、まちづくりを進めていく上で非常に重要な会議です。多くの皆様方からいろいろなご意見を頂いて、よりよい街をつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

簡単ですが、以上でございます。

○室橋都市建設課長 第三部に入らせていただく前に傍聴人がいらっしゃいますので、ご入場いただいてもよろしいでしょうか。

○廣兼会長 ご入場ください。

(傍聴人入室)

○室橋都市建設課長 では、第三部「議案審議」及び「報告事項」に移らせていただきます。

ここからの議事の進行は廣兼会長をお願いいたします。

○廣兼会長 それでは、都市計画審議会の議事を進めてまいります。

はじめに、事務局から本日の資料と議案について説明をしてください。

○室橋都市建設課長 事務局でございます。それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちいただいた資料をご覧ください。

まず、「次第」、「委員等名簿」、「座席表」、それぞれ一枚。次に、しろ色の表紙の「議案書」、一綴り。次に、きみどり色の表紙の「議案説明資料」、一綴り。次に、もも色の表紙の「報告説明資料」、一綴り。

座席表につきましては、変更がございますので、机上配付しておりますものに差し替えをお願いいたします。

以上が本日の資料でございます。不足している資料がございましたら、事務局へお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、「次第」をご覧ください。本日は議案審議が3件、報告事項が1件ございます。

まず、議案審議でございますが、第1号議案「六木一丁目地区関連」といたしまして、1-1「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（中川第一住宅一団地の住宅施設の廃止）（足立区決定）」、1-2「東京都市計画地区計画六木一丁目地区地区計画の決定（足立区決定）」。

第2号議案「小台一丁目地区関連」といたしまして、2-1「東京都市計画地区計画小台一丁目地区地区計画の変更（足立区決定）」、2-2「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（足立区決定）」。

第3号議案「東京都市計画公園の変更（足立区決定）」の3件でございます。

続いて、報告事項でございますが、報告1「江北駅周辺地区のまちづくりについて」の1件でございます。

次に、「議案審議」及び「報告事項」の説明及び発言方法について、ご案内いたします。議案及び報告事項の説明においては、お手元の資料をご覧ください。なお、会場のモニターは不調となっておりますので、代替のものを前に用意してございますけれども、モニターにつきましては参考程度にご覧いただければと思います。

質疑応答は、議案審議3件及び報告事項1件のご説明後に、それぞれお時間を設けさせていただいております。質疑応答において、ご発言の際には挙手いただき、会長の指名の後、席上のマイクのスイッチを入れてご発言ください。また、発言が終わりましたら、スイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○廣兼会長 それでは、議案審議に入る前に、委員の出席状況を事務局からご報告をしてください。

○室橋都市建設課長 事務局でございます。本日、定数18名のところ、16名のご出席をいただいております。過半数のご出席をいただいておりますので、審議会は有効に成立することをご報告申し上げます。

○廣兼会長 議事録署名人は、私と村尾委員が務めますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。第1号議案「六木一丁目地区関連」について、大塚区営住宅更新担当課長から説明をお願いいたします。

○大塚区営住宅更新担当課長 区営住宅更新担当課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、第1号議案「六木一丁目地区関連」について、1-1「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（中川第一住宅一団地の住宅施設の廃止）（足立区決定）」、1-2「東京都市計画地区計画六木一丁目地区地区計画の決定（足立区決定）」、以上2件の足立区決定の議案について提出いたします。

提出者は、いずれも足立区長、近藤弥生でございます。お手元の資料、しろ色の表紙の議案書1ページをご覧ください。

1-1「東京都市計画一団地の住宅施設の変更（中川第一住宅一団地の住宅施設の廃止）」です。

提案理由は、本計画を変更するにあたり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためです。

続きまして、7ページをご覧ください。1-2「東京都市計画地区計画六木一丁目地区地区計画の決定」です。

提案理由は、本計画を決定するにあたり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためです。

議案書1ページから18ページまでは、それぞれ提案書、案の理由書、計画書、総括図、計画図という構成になっております。

議案書の内容につきましては、きみどり色の表紙の議案説明資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明資料をご覧ください。

1ページ目をまずご覧ください。

「1 議案の趣旨」です。本案件は、都営六ツ木町アパートの建替えにあたり、一団地の住宅施設を廃止し、地区計画を策定するものです。

「2 地区の現況」です。右の図1をご覧ください。当地区は、つくばエクスプレス六町駅及び東京メトロ千代田線北綾瀬駅の北東に位置し、良好な住環境が形成されております。

続きまして、2ページをご覧ください。「3 計画策定の進め方」です。足立区では、当団地の建替えに伴い、令和6年2月に都営六ツ木町アパート建替えに伴う「建替まちづくり構想」を策定しました。この構想に基づき地区計画を策定し、建替計画に反映していきます。

「（1）建替まちづくり構想の概要」です。まちづくりの目標を「良好な住環境を継承し、人やみどりのネットワークで周辺地域とつながるまち」としました。

この目標を基に「住まい」、「地域」、「み

どり」の3つのまちづくりの基本方針を掲げました。

右の図2をご覧ください。土地利用方針を「住宅ゾーン」、「歩行者ネットワーク」、「広場ゾーン」とし、更に「みどりのネットワーク」を定めました。

次に、みどりの整備方針です。「既存樹木を保全・活用し、みどり豊かな自然環境の創出」「周辺の公園や水辺空間など地域の拠点を結ぶネットワークの形成」を定めました。

次に、3ページをご覧ください。「4 計画概要」でございます。

「（1）一団地の住宅施設の変更」について、中川第一住宅一団地の住宅施設を廃止します。議案書では、1ページから5ページの内容になります。

右の図3をご覧ください。だいたい色で着色された部分が「一団地の住宅施設」の区域です。ここにかかっている制限事項を全て廃止します。

次に、「（2）地区計画の決定」について、一点鎖線で囲われた区域に「六木一丁目地区地区計画」を策定します。議案書では、7ページから18ページの内容になります。地区計画の名称、位置、面積、目標は記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。地区施設の配置及び規模です。地区施設とは、広場・緑道・緑地などの配置を定めるものです。地区中央の南北道路と地区外周の道路は、どちらも既に道路として担保されているため、地区施設として位置づけておりません。では、右の凡例に沿って上から簡単に説明させていただきます。はじめに、水色の破線「地区内通路」です。東側に東西に通る地区内通路、西側に南北に通る地区内通路2本を位置づけます。

次に、黄色に着色された「広場」です。防災上有効な避難場所として、地域交流の活性化にもつながる5か所の広場を位置づけます。

次に、赤色の点線「歩道状空地」です。歩道状空地とは歩行者が安全に歩ける空間を担保する目的で定めるものです。隣接する道路や通路に沿って8か所の歩道状空地を位置づけます。

次に緑色に着色した「緑道」です。地区の西側及び東側の外周部に3本の緑道を位置づけます。

最後にきみどり色に着色された「緑地」です。道路や通路に沿って10か所の緑地を位置づけます。

続きまして、5ページをご覧ください。「建

建築物等に関する事項」です。左側の表をご覧ください。建築物等の用途の制限についてです。共同住宅や集会所など記載の建築物が建築できます。右側の表の容積率、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限については記載のとおりです。

続きまして、6ページをご覧ください。「壁面の位置の制限」です。壁面の位置の制限とは、右上の図のように建築物を道路等境界から壁面の位置の制限の距離以上離して建築するという制限です。地区内には5種類の制限を設けます。図5の色及び数字と右の5つ並んでいる四角の枠の色及び数字は対応しております。

続きまして、7ページをご覧ください。「建築物等の高さの最高限度」です。周辺環境の配慮のため、建築物の高さを2段階に定めます。水色に着色された部分は東、西、南側の道路の境界線等から20mの範囲については建築物の高さを17mとします。だいたい色に着色された部分の高さは26mとします。

最後に、8ページをご覧ください。「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」です。経緯は記載のとおりです。都市計画法第16条及び第17条に基づく手続きにつきましては、意見書の提出はありませんでした。本日の第80回足立区都市計画審議会にてご審議いただき、7月下旬に都市計画決定・告示を考えております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○廣兼会長 それでは、第1号議案の審議をいたします。発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願いいたします。

本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

○横村委員 東京都建築士事務所協会の横村と申します。きみどり色の議案説明資料8ページにございます手続きの経緯ということで、令和5年12月22日の第79回都市計画審議会の報告事項でこの項目はあったというふうに拝察しております。

その折、当方のほうから、ここの地域が3本の河川に囲まれた地域であり、その地域特性を生かして、水の災害に強い建替えをご検討いただくように要望を出したというふうに思っておりますが、その点はこの令和6年2月7日から6月24日までのご検討の中でいかがだったかご報告をいただけたらと思います。

以上です。

○大塚区営住宅更新担当課長 大塚から答え

させていただきます。水害対策につきましては、この地域は浸水深が約3m程度になっております。

足立区としましても、公共施設等整備基準に基づきまして、電気室、備蓄倉庫等の配置等については、この団地の防災機能が高まるように、今後東京都と協議・指導していくような進めを今考えております。

○横村委員 しろ色の議案書の10ページ「建築物等の整備の方針」という欄があるかと思うのですが、そこには水害等に対応した方針というのは記載いただけないものでしょうか。

そういうことで今後は協議をされるということですが、やはり見える化していただかないと、その辺はなかなか難しいかと思ひまして。

併せてちょっとお話しさせていただきますと、建築は単なる箱づくりではございません。昨年の都計審のときにもお話ししましたが、地域の、何と申すのでしょうか、コミュニティの宿る場として建築というのはあるというふうに考えております。そういう意味ではこの地域は、水防に対してもタイムラインとかいろいろなことでも区のほうで尽力いただいていると思っておりますので、それはやはり建物の整備方針として大きな核になるというふうに考えておりますので、その明文化をお願いしたいと思ひます。

逆に、今、町会とかそういうものがなかなかうまく回っておりませんが、防災ということを観点にして、地域コミュニティをより活性化するための施設でもあるというあたりを明示して、足立区のそういう防災に対する都営住宅の建替えの一つのいいモデルとしてつくっていただけないかと思ひ、明文化をお願いしたいと思ひます。

○大塚区営住宅更新担当課長 地区計画の方針としましては、個々のそこまでの明文化は今のところ考えておりません。ただ、先程申しましたように足立区全体が水害対策について誘導しておりますので、今後もそういう形で、言葉では表現しませんが、実際はやっていく考えです。

○横村委員 足立区の方針はよく分かりますし、足立区の危機管理課がつくっている、いろいろな町会に対する避難の資料とか大変立派なものがあります。そういうものと紐づけて、都営住宅が今後そういうものとリンクしていただきたいと思いますので、都にそれでしたらどういう形でそういうことはお話しとか明示していくのでしょうか。その辺を教えてください。

○田中建築室長 横村委員のただいまのご質問につきまして、今週も東京都の建替えの部署と協議会を行う予定になってございますので、その場におきまして間違いなくこちらの団地の建替えの方針ということで水害に強いまちづくりということで当然ながら要望してまいりますし、そのような形で相手方からの意見というものをしっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

○横村委員 分かりました。ありがとうございます。そういうのは、私たち区民はどういうところで確認できるものなのでしょうか。

○田中建築室長 直接的に、今、協議会の内容の結果をご報告申し上げる場ができていないというのが実態でございますので、そのところは区のホームページとか何らかの形で区民の皆様方にご報告できるような形というものを検討させていただければと思っております。

○廣兼会長 そのほか、ご意見いかがでしょうか。

○佐々木委員 区議会議員の佐々木でございます。今、横村委員から要望がございました。大事な観点だというふうに思います。私も六ツ木団地はよく活動している地域なので、その自治会長さんもよく存じ上げておりますけれども、過去に中川が氾濫危険水域に達して、避難勧告が出た際にも非常に心配をされて、その後、都にも要望していわゆる避難部屋とか空き室を一部屋確保していただくとか、あとは中層階のところに備蓄できる倉庫をできないとか、様々東京都と連携しながら進めておられることをよく存じておりますので、そういったことから考えますと、今のご提案というのは非常に重要だと、私もこのことに関してはせっかく都市計画審議会委員になりましたので、しっかりとおかけさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私の方からは、私は素人なので、この議案説明資料の7ページで26mの高さ制限がございますけれども、これは建物の階層でいうと何階、それから17mというのは何階建てぐらいになるのか教えていただければと思います。

○大塚区営住宅更新担当課長 まず、26mですと、大体8階ぐらいです。大体3で割っていただくと階数が出てくるような感じで考えておりますので、手前の17mのところは5階ぐらいというイメージで数字を設定しております。

○佐々木委員 そうすると、今北側に8階建てが3棟ぐらいあったのですけれども、大体それ

と同じようなイメージという感じでよろしいのですね。

○大塚区営住宅更新担当課長 既存の建物と大体同じぐらいの高さで押さえています。

○佐々木委員 では、あともう1点だけ、いわゆる広場をバランスよく、こちらの南側に中川北小学校があると思うのです。周辺の方々、この団地の方々が震災のときに避難する場所等が必要だろうということで、この広場が配置されているように感じます。

議案書の中で、地域交流の場として広場をバランスよく配置するような、これが広場の1、2、3、4、5と表現されているのは分かったのですが、「震災時の避難場所として活用できるように、地区外周に十分なスペースを確保した広場を配置する」というふうになっているのですが、これは、議案説明資料の4ページの緑地の1～10がその用に供するという理解でよろしいのでしょうか。

○大塚区営住宅更新担当課長 まず広場は4ページでいきますと、黄色く塗ってある部分が5か所ございまして、それを結ぶのが緑道になっておりまして、それが外周道路になっております。南側の一部緑地とかについては、歩行者用の緑地、緑道に位置づけております。ですので、広場につきましては、既存の広場を活用するような形で設けていますし、緑道、緑地はそれを結ぶような形で設けている計画で配置しております。

○佐々木委員 その広場を結びつけるのが緑地なのですか。そして、議案書の10ページに書いてある「震災時の避難場所として活用できるよう、地区外周に十分なスペースを確保した広場を配置する」という、その広場というのは一体どこになるのか教えていただきたい。

○大塚区営住宅更新担当課長 広場につきましては、先程言いましたけれども、1～5の広場のことを……

○佐々木委員 これのことを言っているのですか。

○大塚区営住宅更新担当課長 ええ。それを広場と位置づけております。

○佐々木委員 そういう意味ね。分かりました。では、了解です。

○廣兼会長 他にございますでしょうか。無ければ採決をいたします。

本案につきまして異議の無いものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣兼会長 それでは、第1号議案は異議の無いものと決定いたします。

次に第2号議案に移ります。第2号議案「小台一丁目地区関連」について、中村まちづくり課長から説明をお願いいたします。

○中村まちづくり課長 まちづくり課長の中村でございます。私からは、第2号議案「小台一丁目地区関連」について、2-1「東京都市計画地区計画小台一丁目地区地区計画の変更」、2-2「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、以上2件の足立区決定について提出いたします。

お手元の資料では、しろ色の表紙の議案書の19ページをご覧ください。2-1「東京都市計画地区計画小台一丁目地区地区計画の変更」になります。

続きまして、同じく、しろ色の表紙の議案書の33ページをご覧ください。2-2「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」になります。提出者は、いずれも足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、本計画を変更するにあたり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。議案書の19～37ページまで、それぞれ提案書、案の理由書、計画書、総括図、計画図という構成になってございます。議案書は少し分かりづらいため、きみどり色の表紙の議案説明資料で内容をご説明させていただきます。

議案説明資料の9ページを恐れ入りますが、ご覧ください。まず、今回の変更に関わる区域は、図1の位置図で赤く示した位置になります。

「1 議案の趣旨」でございます。本案件は、国土交通省による荒川高規格堤防整備事業に伴う土地利用転換に合わせて地区計画、防火地域及び準防火地域を変更するものでございます。

「2 地区の現況」でございます。当地区は足立区の南西部に位置し、荒川と隅田川に挟まれた水辺環境豊かな地区です。今回変更する範囲では、平成30年度より荒川高規格堤防整備事業に着手し、令和8年度中の完成を目指して工事が進められています。

「3 地区の課題」でございます。本地区においては、工場跡地等の土地利用転換に合わせた適切な土地利用の誘導が必要です。本地区では災害に強い拠点づくりとして、高台等を活用した避難場所等の検討を進めていくことが求められています。

続きまして、10ページをご覧ください。「4 変更概要」でございます。「(1) 小台一丁目地区地区計画の変更」について、議案書では19～32ページになります。まず、地区全体に

関係する地区計画の目標の変更についてです。小台地域は荒川と隅田川の大きな川に挟まれており、荒川が氾濫した場合は最大浸水深が5m以上となることが想定されます。

区としまして、高台を活用した避難場所等の検討を進めており、小台一丁目地区地区計画に定める「まちづくりの目標と方針」につきましても、水害時における防災の観点から見直すこととなります。

地区計画策定時の「駅の開設に伴う環境整備や水と緑豊かなまちづくり」を目指すことから、スーパー堤防等の整備や避難協定の締結を進めることにより、「安全で水と緑豊かな、住商工の調和する良好な複合市街地の形成を図る」へ変更します。

続いて、土地利用の方針の変更についてです。地区計画策定時は、「生産環境と居住環境の調和」や「親水拠点の形成」などを方針としていましたが、大規模敷地の建て替えや土地利用転換等に合わせた都市計画道路やスーパー堤防等の整備とともに、親水・緑地機能や防災機能を備えた複合的な土地利用を誘導します。スーパー堤防事業により、おおむね高台化されている区域は、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりを誘導していくため、「業務・住宅地区」と「業務地区」の2地区に分けて土地利用を促進するという内容に変更します。

続きまして、11ページをご覧ください。「ア 地区施設」についてです。図2地区施設図をご覧ください。小台一丁目地区では、マンションや商業施設などの計画の際に地区施設を定め、地区内のネットワークや良好な空間確保を行っています。図中の南側をご覧ください。既に地区計画によって完成している緑道2号と通路1号については、今回追加する赤枠で囲われた区域内にも延長します。また、良好な居住環境の形成を図るため、隣接するマンションとの境界沿いに緑地1号を新たに設定、指定します。

続きまして、「イ 地区の区分」です。図3地区区分図をご覧ください。本計画ではそれぞれの地区の特性に応じたまちづくりを誘導していくため、地区計画区域を分割しています。既に開発され、マンションや商業施設が建っている青色の区域は「業務・住宅地区」です。「業務・住宅地区」へは駅周辺は交通の利便性を活かし、商業・業務、子育て、都市型住宅などの機能の充実を図ります。今回、変更する図の赤線で囲われた敷地の範囲は地区区分を「業務地区」として設定します。新たに追加した「業務地区」については、周辺の居住環境との調和に配慮した業務を中心とした土地利用を誘導し

ます。

続きまして、12ページをご覧ください。「ウ建築物等に関する事項」です。業務地区に新たに追加される建築物等の用途の制限についてです。今回、変更する業務地区の用途地域は「工業専用地域」となっておりますが、工業専用地域で建築可能な用途のうち、地区の環境を悪化させるような工場の立地を制限し、隣接の準工業地域と同等の規制とするため制限を付加します。

続きまして、13ページをご覧ください。「建蔽率の最高限度」についてです。用途地域で指定されている建蔽率は60%ですが、本地区では良好な住環境を創出するため、50%とします。

次に、「壁面の位置の制限」についてです。図4の壁面後退図をご覧ください。建物の外壁面を後退させることで、周辺の居住環境に配慮した空間を確保します。赤枠で囲われた区域で建築物を建てる際には、北側は都市計画道路境界線から2m、南側は地区施設緑道北側端から、また東側は敷地境界線からそれぞれ6m以上の後退を指定します。

次に、「形態又は色彩その他の意匠の制限」ですが、屋根や外壁等の色合いは刺激的な原色を避け、周辺の環境と調和したものとします。

「垣又は柵の構造の制限」は高さ1m以下のものとするか、生け垣又はフェンスとすることとします。これらは既にルールが定まっている区域である「業務・住宅地区」と同様の制限内容となります。

続きまして、14ページをご覧ください。議案書では33～37ページになります。今回、図の赤線で囲まれた区域では補助第118号線周辺の不燃化を促進するため、「準防火地域」から「防火地域」に変更します。補助第118号線は緊急輸送道路として、災害時にも緊急車両が通行できなくてはなりません。「防火地域」への変更により、燃えにくい建物が立ち並び、まちの防火性の向上を図ります。

続きまして、15ページをご覧ください。「5都市計画手続きの経緯と今後の予定」です。令和6年1月に今回の都市計画変更の周知のため、地区計画等の変更に関する内容及び16条説明会の開催についてのチラシを配布し、令和6年2月2日、3日に都市計画法第16条に基づく都市計画原案の説明会を開催いたしました。都市計画法第16条及び第17条に基づく都市計画手続につきましては、意見書の提出はありませんでした。本日の第80回都市計画審議会にてご審議いただき、その後7月下旬に決

定・告示を考えております。

以上で第2号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○廣兼会長 それでは、第2号議案の審議をいたします。先ほども申し上げましたとおり、発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願いいたします。本件につきまして、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

横村委員お願いします。

○横村委員 東京都建築士事務所協会の横村でございます。ちょっとお教えいただきたい点がございます。きみどり色の議案説明資料の10ページの地区計画の目標ということで、こちらのしろ色の議案書のほうですと25ページの一歩下になるかと思うのですが、「避難協定の締結を進めることにより」とありますが、これは具体的にはどんなことでしょうか。

それから、私は不勉強であれなのですが、高台まちづくりのモデル地区というのが、きみどり色の議案説明資料の9ページにあります、その辺と合わせてお教えいただけたらと思います。

以上です。

○中村まちづくり課長 1点目、避難協定についてはどんなものを考えているのかということですので、今、実際に事業者さんと避難、特に水害時に、高規格堤防ができて、水が来ないような区域になりますので、土地の一部、あるいは建物の一部、そういったところに小台の市街地にお住まいの方などが緊急避難できないかというようなことについてご相談させていただいて、協定を結んでいきたいということと考えているところでございます。

あと1点、モデル地区のお話がありましたけれども、今申し上げたようなところも含めて、水害時の避難についての一つのモデルとなるような地区ではないかということで、少し具体的なところを今後また事業者さんとも詰めていきたいと考えているところでございます。

○室橋都市建設課長 高台まちづくりのモデル地区について、足立区内、今、4か所想定させていただいております。中川公園周辺地区、小台・宮城地区、新田地区、あと本木・関原地区という4か所、そのうちの一つとしてこの小台の地区がございまして、ここはせっかくスーパー堤防にするということで、この周辺は国や東京都、あと事業者さんと協力しながら、高台まちづくりでどういったことができるかを含めて、区としては一つのモデル地区の中でも結構力を入れて今後やっていくという予定で

ございます。

○横村委員 一つだけ補足させてください。この地域は多分日暮里・舎人ライナーの足立小台駅から、今対象となるこの西側のほうの小台地域の方の通勤時、通学時にもその道がなっていると思います。ここの道がちゃんと6mとだんだんに荒川商業の前まで整備されていくのかなというふうに思いますが、そういう日常の道が避難所につながるような意味でもいい場所だと思いますので、ぜひその辺モデル地区として立派なものをつくっていただきたいと思います。

○廣兼会長 他にございますでしょうか。

無ければ採決をいたします。本案につきまして、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣兼会長 それでは、第2号議案は異議のないものと決定いたします。

では、次に第3号議案に移ります。

第3号議案「東京都市計画公園の変更」について、山坂パークイノベーション推進課長から説明をお願いいたします。

○山坂パークイノベーション推進課長 パークイノベーション推進課長の山坂でございます。私からは第3号議案「東京都市計画公園の変更(足立区決定)」について提出いたします。

お手元の資料ではしろ色の表紙の議案書の39ページをご覧ください。提出者は足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、本計画を変更するにあたり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

議案書の40ページ以降は都市計画の案の理由書、計画書、総括図、計画図でございます。議案書では少し分かりづらいため、きみどり色の表紙の議案説明資料の方で内容をご説明いたします。

議案説明資料の17ページをご覧ください。最初に、「1 議案の趣旨」でございます。本案件は隣接する東湊江小学校の改築を契機に、補助第275号線から避難所となる東湊江小学校へのアクセスを強化するなど防災機能の向上等を図るため、公園名を内谷公園として供用している湊江公園の一部を削除し、併せて都市基盤整備や地域のレクリエーション機能の充実を図るため、大谷田一丁目公園計画地の区域を新たに都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものです。

次に、「2 公園の現況」でございます。湊江公園は、昭和35年に都市計画決定を経て、

蒲原・北三谷土地区画整備事業とともに整備され、昭和37年に開設した公園です。地域拠点である北綾瀬駅周辺に隣接し、道路・公園等の都市基盤が充足した複合系地域に立地しており、地区の幹線道路である補助第275号線と東湊江小学校の間に位置しています。

一方、大谷田一丁目公園の計画地は、区内の最東部、中川沿いに立地している母子生活支援施設「あすなろ大谷田」跡地です。当該地の周辺は都市基盤の未整備地区で、公園面積が不足しております。

続きまして、18ページをご覧ください。こちらは湊江公園、大谷田一丁目公園付近の街区公園誘致圏図です。住民が身近に歩いていける範囲、おおむね徒歩5分を街区公園の誘致圏として、各公園から250mの範囲を示しております。大谷田一丁目公園の計画地周辺は公園面積が不足していることが分かります。

続きまして、19ページをご覧ください。「3 変更概要」です。まず、湊江公園の変更概要です。種別、名称、位置、区域及び面積を記載のとおり変更しております。下図におきまして、左側が広域の拡大図、中央が現況図、右側が変更イメージ図です。既存の湊江公園の北側0.03haは湊江公園として残し、南側約0.10haのうち、約0.09haを新たに小学校の避難場所の敷地に追加し、約0.01haを新たに道路の区域に追加をいたします。新たに道路の区域に追加する部分はバスベイの設置を考えております。

続きまして、20ページをご覧ください。大谷田一丁目公園の変更概要です。記載のとおり、新たに都市計画公園に追加をいたします。下図におきまして、左側が広域の拡大図、右側が現況図でございます。あすなろ大谷田跡地の約0.11haを新たに都市計画公園とし、街区公園として整備することを考えております。

続きまして、21ページをご覧ください。最後に、「4 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。令和5年12月22日第79回足立区都市計画審議会にご報告しております。令和6年3月15日、16日に大谷田一丁目公園の都市計画変更説明会、3月16日、21日に湊江公園の都市計画変更説明会を開催いたしました。都市計画法第19条に基づく東京都知事協議において、5月13日に都知事より「意見なし」との回答を頂いております。6月10日から6月24日に都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会でご審議いただき、7月下旬の都

市計画決定・告示を考えております。そして、令和9年度に瀏江公園及び大谷田一丁目公園の整備工事を予定しております。

以上で第3号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○廣兼会長 それでは、第3号議案の審議をいたします。先程からお願いしておおり、その都度職名もしくは氏名を名乗られてから発言をお願いいたします。本件について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

佐々木委員お願いいたします。

○佐々木委員 区議会議員の佐々木です。議案説明資料の19ページで、この瀏江公園をいわゆる0.03haだけ残して、いわゆる街区公園という形で残す理由は何なのでしょう。

○山坂パークイノベーション推進課長 わずかではありますが、公園の一部を残すのは、地域の防災機能や道路の機能向上のためと考えております。

○佐々木委員 でも、この程度の広さを残してどうなのかなという気はしないでもないんですけれども、分かりました。意図としてそういうふうに残すということですから、あえてあれなのですけれども。

あと、その代わりに代替としてというか、そういうことで、大谷田一丁目公園を整備することなのですが、ここは「大谷田すずらん通り」と言って、多少商店街っぽい、あとは住宅街がある、比較的そんなに人が集まるような地域ではないところですが、十二中がそばにありますから多少公園として活用してもらえるのかなというところではありますが、どういった公園として整備していく予定、これは今後のことかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいなというふうに思いまして、質問いたします。

○山坂パークイノベーション推進課長 具体的な整備内容、どういった施設を取り入れてつくるかに関しましては、地元の方のご意見を聞きながら最終的には決めていきたいと思っておりますけれども、今回は取り組んでおりますパークイノベーションの「にぎわい」と「やすらぎ」の2つの機能の、どちらかと言えば周辺の住環境とかを考えますと、「やすらぎの公園」がふさわしいのかなと今のところ、担当レベルとしては考えているところでございます。

○佐々木委員 あそこら辺の地域の雰囲気とかをよく知っている者としては、今おっしゃったとおりかなというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

○廣兼会長 他にございますでしょうか。はい、

お願いします。

○ただ委員 区議会議員のただでございます。きみどり色の議案説明資料19ページの下の変更イメージ図で、新たに道路とする範囲ということで、0.01haということなのですけれども、こちらは、私もよくこの道路を利用するのですが、公園を小学校の敷地にするという中で、その部分を削って新たに道路をつくるということなのですが、その必要性についてご説明いただきたいと思います。

○山坂パークイノベーション推進課長 パークイノベーション推進課長です。一番の目的は、補助275号線なのですけれども、バス「はるかぜ」のほかに東武バス等の停留所がある関係で、駐停車しているときの交通の利便性、安全性を高めるために、バスベイというか、車道の切り込みというのですか、歩道側に引っ込めることでそういった安全性を高めたいと考えております。

○ただ委員 ごめんなさい、全然反対とかそういうことではないのですけれども、安全性というところについて、バスが停留、止まるところだから少しく、歩道の幅員を増やして、バスを待っている方と歩行者が接触しないようにというような感じですか。

○山坂パークイノベーション推進課長 そうです。そのようになります。いわゆる歩道のほうの道側といいますか、安全な方に回り込むような形で、あとそのスペースを確実に取るという形で安全性を高められればと考えております。

○廣兼会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

無ければ採決をいたします。本案につきまして異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣兼会長 それでは、第3号議案は異議の無いものと決定をいたします。

続きまして、「報告事項」に移ります。報告1「江北駅周辺地区のまちづくりについて」、中村まちづくり課長から説明をしてください。

○中村まちづくり課長 まちづくり課長の中村でございます。私からは報告1「江北駅周辺地区のまちづくりについて」ご報告いたします。

お手元の資料では、もも色の表紙の報告説明資料1ページからになります。

最初に、「1 報告の趣旨」でございますが、都市計画道路補助第138号線の整備に伴う延焼遮断帯形成に向けた用途地域等の変更及び、右側の位置図で点線範囲の江北駅周辺地区

地区計画区域のうち、青色の線で囲った区域の計画を変更するものでございます。今回は都市計画審議会の付議に先立ち、概要についてご報告させていただきます。

「2 地区の現況とまちづくりの経緯」でございます。本地区では日暮里・舎人ライナー江北駅の開設を見据え、平成17年に地区計画が策定されました。駅開設後は、交通利便性が向上し、住宅や商業等の建築物が多く立地しています。また、令和4年1月、本地区に隣接した大規模用地に災害拠点中核病院が開院しました。病院への交通アクセスや防災性向上のため、補助第138号線の東京女子医大通りから尾久橋通りの区間の早期整備の必要性が高まり、令和5年9月25日に都市計画道路事業が認可されました。

続きまして、お手元の資料では2ページになります。「3 まちづくりの目標」でございます。本地区では、これまで「賑わいの創出と良好な住環境の形成」というまちづくりの目標を掲げておりましたが、今回、次の2つを新たに目標として加えます。まず、「災害に強いまち」です。補助第138号線の延焼遮断帯の形成に向け、沿道の土地の高度利用と建築物の不燃化を誘導します。

次に「活気のあるまち」です。交通利便性を活かした「複合系地域」として居住機能をはじめ、商業・業務・交流などの機能が複合した土地利用を誘導します。

次にお手元の資料では、3ページになります。「4 用途地域等及び地区計画の変更概要」についてご説明します。まず「(1) 用途地域等の変更」についてです。補助第138号線の沿道30mの範囲では、延焼遮断帯の形成と複合系地域として多様な機能を誘導するため、容積率を200%から300%に、高度地区を第2種から第3種に変更します。また、最低限高度地区を指定します。防火規制については、準防火地域を防火地域に変更します。

また、用途地域につきましては、表の書き方が一部分かりにくいところがございますが「第一種中高層住居専用地域」を「準工業地域」に、「第一種住居地域と準工業地域」のうち、西側のほうの区域を「近隣商業地域」に変更いたします。「準工業地域」のうち、東側のほうの区域につきましては「準工業地域」のままとする予定でございます。記載方法に不明確・不明瞭な部分がございます。失礼いたしました。

次に、「(2) 地区計画の変更」についてでございます。用途地域の変更に合わせて新たな地区区分を設定し、土地利用を適正に誘導しま

す。また、ゆとりある良好な市街地環境形成のため、補助第138号線沿いで壁面の位置の制限を行います。

最後に、お手元の資料では4ページになります。「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。令和6年3月14日及び15日に、補助第138号線沿道30mの範囲の居住者、土地・建物所有者へ変更概要のパンフレットを配布いたしました。特に変更案について反対というご意見はいただいておりません。

今後、地区計画の原案等を作成し、8月下旬に都市計画法第16条に基づく説明会を行い、原案の縦覧を行う予定です。その後、11月下旬から12月中旬に都市計画法第17条に基づき、都市計画案の縦覧を行い、12月下旬に足立区都市計画審議会、令和7年2月に東京都都市計画審議会にてご審議いただいた上で、3月に都市計画決定の告示を行う予定です。

以上で報告1のご説明を終わります。
○廣兼会長 ただいま説明をいただきました報告事項1についてご意見・ご質問があったらお願いいたします。

横村委員、お願いいたします。
○横村委員 このもも色の報告資料の内容事項で意見を申し上げましても、先程の審議第1号議案のようになかなか取り上げていただけないのかもしれませんが、今、ご報告のありました、もも色の報告資料の4ページに、今後、地区計画の原案を作成するとありますが、ちょっとお教えいただきたいのですが、女子医大があつてこの1ページの地図を拝見しますと、東京女子医大通り、それから今回の変更区域は用途地域を近隣商業に変え、そして防火地域によってこの「New」と書いてある新しい2つを骨格にして防災帯をつくるということだと思うのですが、ちなみに東京女子医大通りも同じようなまちづくりなのでしょうか。

といいますのは、災害時にこの辺はやはりまだ密集地域の一つかとは思うのですけれども、女子医大等に救急車ではありませんけれども、安全にというか的確に、防災的に問題なくアクセスできるような地区計画というのがもしあるのかどうなのかというあたりを含めて、この女子医大の周りの地区計画についてちょっとお教えいただけたらと思います。

○中村まちづくり課長 今、女子医大の周りというところでのご質問だと思いますけれども、特に地区計画という形でその女子医大のところに地区計画を定めているというところはないのですけれども、都市計画道路ができたりとか、あるいはその空間として空けていただいたり

とか、新しく建てていく建物については、そういう面、防災のものというのは向上していつているのかなというところがございます。

通り沿いにある「すこやかプラザあだち」とか、そういったものについても防災性なんかも含めて建て替えをしていつているというようなどころでございます。

○横村委員 何ていうのでしょうか、これは僭越なことなのですが、やはり防災に対しては、今あるものをこう変えるだけではなくて、足立区として中期計画というか、先を見越した計画をきちんと立てて、それに基づいて一步步、できるところからこういうふうには防災帯をつくっていくと。その中期計画がなくて、できるところからやるというのはしょうがないことかもしれませんが、区としての中核の災害防災の拠点病院があんな大きな立派なのが来たわけですから、何か、以前も江北の病院のあたりはエリアデザインの該当地区になっていたように思うのですけれども、そういう意味でも何か今後、これは要望で、このまますぐにはいかないかもしれませんが、そういうことを言っても、なかなか先程の審議の第1号議案ではないのですけれども、明文化されませんが、ぜひここにいらっしゃる皆様で、そういうことをやっていただけないものかというふうに思います。

○中村まちづくり課長 すみません、先程の回答を訂正させていただきます。報告資料の1ページをご覧いただくと、今回ご報告させていただく予定の地区については黒い点線で囲ったところになります。その左上といいますか、そのまた上の部分というところがありますけれども、ちょうど36と17と四角で囲ってあります。それぞれ別の地区計画が既に定められているところでございます。申し訳ありません、訂正させていただきます。

○真鍋都市建設部長 先程の横村委員のご質問に関連してなのですが、まず1つ目なのですが、こちらの都市計画の図書に個別具体的内容を入れるかという話になるのですが、今後の都市計画マスタープラン、当然区の上位計画がございしますので、そういった中で、都市計画道路の整備であったり、いわゆる個々の建物の防災性の向上については少し議論させていただければと思います。

その上位計画に基づいてこの都市はつくっているという立てつけであれば、ここに書いていなくても間違いではないというふうに私も認識しております。

もう1点なのですが、防災性の向上につきましては、地区計画、まちづくり、建物造りのル

ールの中で当然、「防災性の向上」というキーワードは外していないと思います。一方で、今回、都市計画道路、基本的に新たに整備するところに関しましては、電線の無電柱化を実施しております。それも防災性の向上につながると思います。既存の道路でなかなか無電柱化するのは難しいところではありますが、当然、今回の補助138号線につきましても、無電柱化を前提に整備をしてまいりますので、既存のところはまだ難しいところもありますが、上位計画として都市計画道路、延焼遮断帯、安全性については当然のことながら踏まえて、今後も計画づくりをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○横村委員 では一言よろしいでしょうか。都市計画マスタープランに基づいてやっておられることはよく分かりました。これはちょっと甘えたことかもしれませんが、都市計画審議会でも私はそこまでの専門知識がなかったり、見落としがございしますので、できれば補足資料として、区はこういうような上位計画の下においてやっているということをお示しいただけると、より理解度が上がると思っておりますので、なかなか資料を作るのは大変かもしれませんが、簡単でも結構ですので、お願いできたらと思います。

以上です。

○廣兼会長 今のご意見として区はどうでしょうか。

○真鍋都市建設部長 基本的には分かりやすい審議会に努めたいと思います。こういう位置づけがあつてこうなっているということについては何かしら工夫させていただきたいと思います。

以上でございます。

○廣兼会長 よろしいでしょうか。

無ければ、これにて本日の「議案審議」及び「報告事項」は終了といたします。

ご進行にご協力いただきましてありがとうございます。

これからの進行は事務局をお願いいたします。

○室橋都市建設課長 事務局でございます。廣兼会長、議事進行ありがとうございます。

事務局から事務連絡が2点ございます。1点目、次回の足立区都市計画審議会でございますけれども、令和6年12月20日を予定してございます。改めて日程が決まり次第ご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。本日、当審議会においてお車でご来場いただいた委員の皆様におき

ましては駐車券をご用意させていただいております。ご入用の方は事務局にお申し付けください。

事務連絡は以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

無いようでしたら、これにて第80回足立区都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日、お忙しい中、誠にありがとうございました。